

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 施設のホームページやパンフレットで理念や基本方針を掲載し、読む人にわかりやすい言葉で表現し周知している。施設来訪者向けに施設玄関にも掲示している。保護者にも施設入所時にパンフレットで説明し、理解を促している。また、職員には毎年 4 月の職員会議で理念である「強く、正しく、朗らかに」の精神で児童養護に取り組むことを、改めて全員に伝え、確認している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 行政機関や関係団体組織（児童福祉協議会・社会福祉法人経営者協議会等）が主催する全国・ブロック・県域での会議や研修会に参加し、社会福祉事業全体の動向の把握に努めている。また、地域の要保護児童対策協議会に参加し、地域の現状の把握にも努めている。財務等の経営状況については、会計事務所とコンサル契約を結び、経営を取り巻く全般の状況について助言を得る体制となっている。		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 令和 9 年度の施設整備に向けて、施設の小規模化、地域分散、高機能（家庭復帰や自立支援の強化）・多機能（一時保護並びに地域家庭の相談支援等の取り組み）化に係る施設		

改築計画（社会的養育推進計画）を取りまとめるなど、経営課題を明確にして具体的な取り組みを職員と情報共有を図りながら進めている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 施設の今後の運営・整備計画を策定し、令和9年度に向けた施設整備が進められている。施設改築計画（社会的養育推進計画）の中には、「概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針」が明記されている。		
5	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 施設の今後の運営・整備計画を踏まえ、毎年度見直しを行い、若松学園改築準備等事業計画、令和7年度事業計画や若松学園児童養護指導方針等の単年度の計画の策定を行っている。		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 前年度の実施状況を振り返り、事務職とリーダー、専門職が合議して原案を作成し、職員会議に諮り成案化する方式が確立している。毎年4月の職員会議において、事業計画の確認を行い職員への周知徹底を図っている。なお、計画は児童の自治会（小学生会・中高生会等）の意見、希望も盛り込んだものとなっている。		
7	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<コメント> 年間の行事計画を中心に作成して、施設内に掲示すると共に、児童の自治会での説明の他、必要に応じ子どもたち個々に説明している。また、保護者には面会時等を活用して説明し、理解を促している。		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（1）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（1）—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<コメント>		

園内に自己評価委員会を設置し、毎年自己評価を実施している。その結果は委員会で取りまとめ全職員に周知している。前年度の児童養護指導について、施設全体・職員間で振り返りその反省を踏まえ、その年度のテーマを設定するなど、若松学園児童養護指導方針を作成し、養育・支援の質の向上に向けた取組が、組織的に行われている。		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価結果や指導上の問題点については、職員会議や担当者会議等で改善策を協議し、場合によっては専門委員会を立ち上げ事案の検討を行うなど、園の組織全体で課題解決に向け、改善を行う体制ができている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年4月の職員会議において、各職員の詳細な職務分掌表を明らかにし、自らの役割と責任を職員に表明し理解を促している。職員は、園長の話を経営日誌に挟んで忘れないようにしている。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>行政機関等の説明会、全国・ブロック・地域の関係団体が開催する会議や研修会等に自ら出席して理解に努めると共に、その結果は職員会議で必ず全職員に周知するなど、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。また、会計事務所からも労務管理に関する法改正等、必要な情報の提供を受けている。</p>		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長自ら児童の個別支援に率先して関わり、職員との関係や育成についても「①長所を褒める、②助けてもらっていることを忘れない、③礼を言う、④自らの動き、実践する」を基本スタンスに従事するなど、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c

<p><コメント></p> <p>職員は様々な研修に参加し改善に力を入れている。最近では、業務に係る情報をSNSを活用して職員間で共有できるよう改善した。また、支援が必要な児童の事例研究をグループワークで検討し、発表する形に変えるなど、職員会とケース会議のやり方を整理し、業務の改善を図った。</p>
--

II—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の勤続年数は長く、近年の退職者も少なく職員にとって働きやすい職場という意識が定着している様子が伺える。職員の協力体制の確保（情報共有・専門職の個別処遇支援等）が大きな要因となっている。職員募集は、ハローワーク・各大学への働きかけ、施設見学・SNSでのアピール、ホームページでのPR等様々な手段を活用して、募集活動を展開している。今後、施設の小規模化に伴い、人材の確保がより深刻な課題となることが予想され、より実効性のある職員確保に期待したい。</p>		
15	II—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>就業規則の服務心得の他、職員の心構えとして10項目にわたり「期待する職員像」を明示している。また職務等に関して振り返りシート（自己評価）により職員一人ひとりが設定した目標並びに目標の達成状況を半期ごとに確認を行うなど、人事管理体制が整えられている。</p>		
II—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の勤務表の作成に当たっては、職員の意向が反映できるよう配慮されており、年休の取得状況も把握し、職員が働きやすい職場づくりに努めている。</p>		
II—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>研修計画に基づく各種研修の他、振り返りシート（自己評価）により職員一人ひとりが設定した目標並びに目標の達成状況の把握に努めている。なお、評価結果のフィードバック等については、上司による個別面談の機会を設け取組まれることに期待したい。</p>		
18	II—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c

<p><コメント></p> <p>研修担当職員を指定し、職務内容・経験年数・希望等を考慮すると共に、参加者に偏りが生じないように計画を策定し実施している。また、専門的に必要な研修は外部講師を招き、施設内職員研修も行っている。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>計画策定時に職員一人ひとりに格差が生じないようにバランスを考慮し、教育・研修等の機会の確保に努めている。研修参加後には結果を記録すると共に、職員会議で報告する機会を設けるなど、研修成果の共有化に努めている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設内に実習生担当職員2名を配置し、実習期間中は担当職員が常に実習生をフォローできる体制となるよう、勤務を調整している。また、実習生には各種専門職からそれぞれの専門分野に係る講義を定期的に行っている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>ホームページや独立行政法人福祉医療機構のホームページで施設の運営状況が確認できるようにされている。また、広報誌「かたかご」を毎年発行し、施設の活動内容を関係団体や地元自治会等に配布している。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みとして、利用者等から寄せられた苦情・要望等への対応、検討結果をホームページで公表するなど、透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。また、会計事務所との業務委託契約に基づき、経理・財務管理を中心に労務管理等についても定期的に助言を得ている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

	<p>第三者評価結果</p>
--	----------------

Ⅱ—４—（１）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—４—（１）—① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当園の地域との交流の積極姿勢は、事業計画において明確に記されている。具体的には、地域のレクリエーション協会や防災関係の会議等に積極的参加をするだけでなく、役員を引き受けたりもし、中核的な働きが認められる。なお現在、園舎建て替え工事の為学園祭などができなかつたりしているが、次回への取組に意気込みを表明し、地域とのより良い交流の推進が見込まれている。</p>		
24	Ⅱ—４—（１）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアル、体制の整備等が整い、積極的な取組が評価される。かつて行っていた実習生による有償ボランティアについては希望者がなく中断しているが、こうした新たなボランティア活動の創出は、今後も形を変え案出し、こどもの発達に寄与されることが期待される。</p>		
Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な関係機関とは確実に、情報交換・連携の行われていることが確かめられる。とりわけ地元の小・中学校との関わりは強く、様々な形での連携・活動が行われている。ユニークな例としては、少し遠方の中学校に通う生徒の為当番職員が先回りをして校門で見守りを行うが、対象は自園の子だけでなく全生徒捧げられている。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>当園の所在する市の要保護児童対策地域協議会への参加による福祉ニーズ把握だけでなく、地域防災会議、学校評議員会などへの参加、さらにはショートステイ事業に関わってもニーズ把握が適切に行われている。地域福祉に貢献をしようとする姿勢が、切に感じられる。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の福祉の拠点としてあり方が良く理解され、公益的な取組を真摯に実施していることが確認できる。相談窓口は開かれており、少数ではあるが申し込みがあり温かで適切な対応がなされているようである。またこどもの見守りはとりわけ大切にしており、小・中学生の通学時、園に接する道、また校門前でその役割を担っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針・倫理綱領等は、年度当初読み合わせを行い、基本姿勢の堅持を図っている。さらに施設内外を問わず、研修終了後にはアンケートの取りまとめが行われ、共有と振り返りの機会が与えられている。こうした取り組みは自らを成長させ、こどもを尊重する姿勢の醸成に大いに貢献するものと評価される。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護については、事業計画、養護指導方針など各所に明示されており、配慮への強い意志と努力が認められる。しかしそれでも利用者アンケートによれば、「守られていない」とする回答も多い。その解決は小舎制に伴う個室化が担ってくれるかもしれない。しかし実際、物理的条件の変化が全てを吸収することはできない。基本姿勢を大切に、「ちょっと気を付ける」気持ちを忘れず、養護・支援に邁進し続けていただきたい。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>提供されている情報ツール全てが容易に閲覧可能である。とりわけホームページについては情報量も増え、見やすさとともに掲載写真等の配慮が適切であり、安心感とともに信頼を寄せることができる。また説明のための体制・内容も明確であり、適切性が評価される。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>説明内容全般についての同意書は得ていないが、小遣い管理や予防接種等、最も大切な健康・金銭管理については必ず同意書に基づき実施している。また写真撮影についても個人情報保護を重んじ、同意書を残すなどしている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>転所等においては必ず関係者によるケース会議を開き、支援の継続性が保たれるよう配慮をしている。一方退所に伴う連絡については、担当者もまた退職の可能性のあることを</p>		

考慮し、携帯電話の登録を行い園の責任保持の体制を整えている。		
Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>様々なまた果敢にこどもの満足を確保しようとする取り組みがなされている。毎年「嗜好調査」や「生活改善アンケート」を実施し、それを参考に改良・改革がなされている。大切にされているのはこども自身の選択であり、とりわけ購入時に実施される。例えば布団カバーの柄選びがあり、誕生日ケーキは事前にいくつかが写真で掲示され好きなものを選ぶといった楽しみがある。一方宗教上で食べられない食材の除去については、実施はされているものの全員の満足とはいかず試行が続いている。集団生活の難しさの中、果敢な取り組みが評価される。</p>		
Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは確立をしている。結果についても数年間分ホームページ上で公表され、毎年1件程度の投函のなされていることがわかる。その内容についてはもちろん適切な対応がなされるものの、その多くが「苦情解決」として扱われる範疇にない事は理解される。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者アンケートを見ると、こどもらしい率直な不満も散見するが、むしろ親しい関係性の発露と評価をしたい。一方深い悩みなどの相談は心理療法担当職員も深くかわわり、秘匿性の高い部屋を確保し対応にあたっている。近々新園舎の誕生もみるのであろうが、環境の変化がこどもたちに及ぼす心の変化をしっかり受け止め、よりよい生活環境維持を続けていただきたいと願う。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>対応マニュアルと言ったものは存在しないが、慣習的に速やかな対応がなされており、適切な組織運営であると評価できる。現場から上がってきた様々な声は直ちに主任に伝えられ、管理職員によって協議・対応が行われる。また重大な問題であると判断されれば、ケース会議、合同担当者会が開かれ、十分に検討・対応がなされている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>BCPは現在改定作業が進められており、令和8年度より第3版として発行し実施に供</p>		

<p>される予定となっている。もちろん現行においても必要な対策は十分に実施されており、ヒヤリハットの記録はもちろん行っているが、それとは別に専門業者による遊具の点検などが行われている。また一方CAP（Child Assault Prevention）と言う、こどもが身を守る術を学ぶプログラムの講師を招聘するなど、様々な角度から安心・安全な養育・支援の追求が続けられている。</p>		
38	<p>Ⅲ—1—（5）—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・ ③ ・c
<p><コメント></p> <p>研修プログラムにおいて感染症対策の総括的内容のテーマは見られないが、流行期になると職員会の場において看護師からの説明に伴い勉強会が行われ、万全を期す構えである。なお一方感染症マニュアルは作成されており、一部詳細に記されているが、様々な感染症に対応しているとは言えない。昨今の状況を勘案すれば、想定され得る様々な感染症について記載され、誤りなく対応がされるような工夫をお願いしたい。</p>		
39	<p>Ⅲ—1—（5）—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	④ ・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアル、体制整備が着実に行われており、安心が担保されていると言える。地域の関係機関とも連携が取れており、訓練も確実に実施されている。とりわけ「BCP訓練」と名付けられた内容はユニークであり、実際にテントを設置しそこで寝泊まりをするのであるが、楽しくまた実益性が高いと評価される。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—2—（1）養育・支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	<p>Ⅲ—2—（1）—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。</p>	⑤ ・b・c
<p><コメント></p> <p>「養護指導方針」が標準的な養護・支援の柱となっており、年度当初には読み合わせが行われる。一方「支援マニュアル」にはより具体的に支援の在り様が説明されており、当園の標準的な実施方法が体得しやすくなっている。一方毎年少しずつ手直し改定が行われているとのことであるが、形骸化、形式的対応に陥らない取り組みであることが理解される。</p>		
41	<p>Ⅲ—2—（1）—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	⑥ ・b・c
<p><コメント></p> <p>「養護指導方針」は「昨年度は」のことで始まっている。つまり、反省・見直しに基づき作成されているということである。こどもとの現実的な対応の中では、常に新たな問題・課題が生じてくる。それらは確実に検討の俎上にあげられ、様々な園内機関を通し、最終的には全体で見直し革新が図られている。見直しの適切な在り方として評価がされる。</p>		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画書は適切な手順を経て作成されていることが理解できる。まずは、各担当者の手任せられるのであるが、自身の観察、各種記録、各専門職、その他関係者の意見等を踏まえ作成される。そしてそれらは自立支援担当職員の手を経てまとめられ、全体会において承認されるという仕組みが確立している。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>評価・見直しについては作成手順を確実にこなしている。なお現在子ども自身の参加、あるいは子どもに公表できるようにするについての、適切性について検討中とのことである。もちろん軽々には実施できないとのことであるが、十分検討をしながら進めていっていただきたいと考える。</p>		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>様々な記録は、手書きあるいはパソコン入力で行っている。そのため完全なネットワーク化に至っておらず、職員間ではやや不便を感じているようである。なお日々の記録には統一された様式で記載され、適切性については常に主任がチェックをしている。また保管も厳重を極めているが、今後拡大するネットワーク化に伴い情報の流出の心配もあり、十分な検討を施し進めていっていただきたいと願う。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護規定については注意深く運用されていると考えられるが、現規定は平成17年に施行されたものをそのまま使用している。その後厚生労働省からは新たなガイドラインが示されており、再検討をお願いしたい。とりわけ大切なのは開示の方法であろう。現規定に基づく開示方法が、様々な条件で安全性を確保できるのか確かめるとともに、全職員への周知を徹底させ、より適切性を向上していただきたい。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が児童福祉協議会の権利擁護委員長であったことから力を入れて取り組んできた。利用者の権利擁護規定を権利擁護職員を定めて、各居室にマニュアルを備えて身近なものにして職員への周知を図っている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① こどもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもの権利ノート「4つの原則」による学習をこどもに周知させている。年度初めの4月5月に権利ノートを使いこどもの権利について小学生会や中高生会で伝えるほか、常に繰り返し伝えている。権利ノートを廊下の見やすい位置に掲げて日常的に目に入るようにしている。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① こどもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもが問いかける機会をうまく活かし、こども相談センターと連絡を取り合い入所の経緯を含めアルバムをながめながらこどもに話しかけるよう効果的な機会を考慮し伝えていく配慮がされて実施されている。園生活のなかで生活の場面を画像として保存し退所のタイミングで園での姿を振り返りできるよう画像データとして渡している。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月1回の職場会議やケース会議で処遇について話し合い、元こども相談センター長のSVによる施設内虐待防止研修会を複数回実施し職員の意識を高めている。不適切場面から逃れる力をこどもたちにつけるためのCAPにはこども全員が参加している。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入所前に園職員と顔合わせをおこない、乳児院から来るこどもには受け入れ前に数回学園の体験を行ってから受け入れるなどの経験を積むことで新しい生活への不安が軽減されるよう配慮がされている。家庭支援専門相談員を中心に家庭復帰の前後に継続した支援を行っている。</p>		

A⑥	A—1—(5)—② こどもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援担当職員を配置し退所児の支援を行いる。学園とのつながりを保つため学園祭の機会に退所児が来園できていたが施設整備工事のため、今年と来年が開催できないので行事としては行えていないが、施設整備の進捗を待ち望んでいる状態である。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① こどもを理解し、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>生活環境アンケートや食事アンケートをこどもたちに実施し職員への信頼を把握するように取り組んでいる。こども自治会（かたくり会）を開いてこどもたちの発言を求め人の話を聞くというルールのもと小さい子にもことばを添えて話ができるよう配慮し、小さくてもものを言えるよう支援を行っている。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、こどもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもと話し合いながら生活のルールを決めるという養育姿勢は、こども自治会（かたくり会）で話し合いによりこどもたちが守れるルールを作っていくことに表れている。季節の変わり目に行われる衣服購入の外出や3月に行われる部屋替えの機会には事前にこどもたちの希望を聞くことなどの機会をとらえてこどもの声を聴く機会としている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ こどもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、こどもが適切な動きを送れるようアドバイスや声掛けをするよう心掛けており、こども自治会（かたくり会）でこども自身が課題を考えこども自身で次の月には改善事項を発表できるような支援を行っている。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設整備工事のためスペースが小さくなったけれども外遊びもできており、ゲームについては小学生は時間を定めているが、中学生はゲーム時間の自己管理ができるよう年齢に応じた指導をしている。遊びのボランティアを積極的に取り入れ山登りやスポーツ教室、学習支援員1名による学習指導を実施。中学生は塾利用できるよう送迎支援している。</p>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>こどもは学校で学ぶことが社会性の獲得に大切であるとの方針により学校と連絡を金曜に取っている。誰もが登校できるよう職員が校門の近くで迎えたり、遅刻しないようスタンブで励ましたり地道な登校指導を実施している。高校生は社会規範や社会常識を学ぶ機会としてアルバイトや部活を勧めている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>大舎なので決まった時間に食堂での食事となっているが、食事の際には同じ場所で食事をとれるよう席を配置して職員も同じテーブルに座って一緒に楽しく食事ができるよう配慮している。食事内容について嗜好調査を行い好みを反映するよう取り組んでいる。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>夏、秋、冬の年3回、季節の変わり目にあたって、担当職員と一緒に衣類の外出購入を行い、自分の好みにあった衣服を選んでいる。各こどもの部屋ごとに衣装ケースを備えて、自分の好みにより服が選択できるように配慮している。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるようにこども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>高校生以外は複数人で居室を使用しているが、小中学生は私物の管理空間を決めている。こどもたちで掃除当番を決めあって休日はこどもができる掃除箇所を定めて掃除を行うよう清掃への意識をつける活動をおこない居住空間の清潔の確保に関心を持たせる取り組みを行っている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>常勤の看護師を配置されており、看護師を中心にして地域の医療機関との連携が行われている。また、看護師が中心となって職員への感染症や健康への助言が行われている。看護師がこども自治会（かたくり会）でこどもたちに健康についてのお話を伝えている。</p>		

A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① こどもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>性教育の研修に心理療法担当職員を性教育研修を受講させて職員に伝達研修を実施し、また、月1回の外部教師として「ここいく」を招いて年2回年齢別の性教育を実施している。指導員は性をタブー視せず正しい知識を身につけられるよう子どもへの性教育を行っている。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① こどもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>問題行動があれば子どもに寄り添いこどもの声を聴きながら施設全体で子どもをサポートするよう心掛け職員に対して子ども相談センター心理職を招き7回のコモンセンス研修を実施。問題行動があつときは担当者会議・職員会議により全体で共有し施設全体で児童をサポートすることを職員間で徹底している。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>大舎制の建築の生活上職員の目が届かない建物の死角も多いが、そういった大人の目の届かない場所で不適切な行為が生じないよう職員間で意識共有し見回りを行っている。子どもたちには絵本をとおして分かりやすく思いやりの心を育むために性教育委員会による活動なども含め生活の中で子どもと向き合い伝えている。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員を配置し、地域小規模施設の空室を活用して充実した心理治療室を設置し、本体施設の子どもたちは送迎を行い、送迎時間も有効に取り込みながらプレイセラピーはじめ心理ケアプログラムにもとづいた個別の心理ケアを実施している。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学校での教育が大切との考えから、不登校にならないよう子どもへの支援を行いつつ、小学校の先生と毎週の懇談により学力の把握に努めている。小学生には学習指導員により学習支援を行い、塾利用する中学生は送迎支援し、学力が向上するよう支援を行っている。</p>		

A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>自立支援専門職を配置し本人の意向を優先しながら進路指導を実施し、退所後の安定した生活を図るため奨学金の情報収集につとめている。進路選択は本人の意向を優先し、自立に向け保護者、学校、関係機関と話し合いながらすすめることを期待したい。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>社会のルールを経験する機会として、アルバイトを奨励している。特別支援学校の生徒の職場体験や、高校生は自転車でかよえる範囲でこどもが選択して地域のコンビニ、スーパーなどでバイトさせており、またインターシップによる職場体験を活用して。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉔・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に家庭との調整を行い、行事や部活動に家族が参加できるよう連絡。担当職員も家族の状況把握に努めている。こどもとのかかわりの少ない家族への連絡は関係機関との連携を行っていく必要がある。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭復帰に向けケース会議などをおして、また、家族交流室として友愛ルームを備えており、こども相談センターと相談しながら状況を把握し、計画的に積極的に面会、外出、一時帰宅に取り組んでいる。</p>		